

意見募集案件	北広島市国民健康保険税条例の一部改正について
担当課	保健福祉部国保医療課 電話 011-372-3311 内 657

意見募集期間	平成26年12月17日(水)から平成27年1月16日(金)まで												
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(保健福祉部国保医療課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島12月15日号(概要のみ)												
意見の提出方法・ 提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面(様式自由)による提出</li> <li>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</li> <li>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</li> </ul> <p>保健福祉部国保医療課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-370-2380 電子メールアドレス: kokuhoiry@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>												
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成27年2月頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。												
対象となる政策等の 内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>北広島市国民健康保険事業は、一般会計ではなく、特別会計により運営しています。平成17年度に国保税を改定してから、税率(額)の据え置きと年々増加する歳出により大変厳しい状況が続いております。現在、保険税として収入すべき額の不足分の全てを一般会計からの法定外繰入金によって補てんしている状況にあり、今後も多額の財源不足が見込まれています。</p> <p>今後の安定的な事業運営と財政の健全化を図ることを目的に、国民健康保険税率(額)を改定するため、北広島市国民健康保険税条例の一部改正を行うものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>平成27年度の国保税率(額)については、介護納付金分を改定します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">介護納付金分</td> <td style="width: 15%;">所得割</td> <td style="width: 15%;">現在の 2.00%を</td> <td style="width: 55%;">2.40%に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割</td> <td>現在の 7,000 円を</td> <td>9,100 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平等割</td> <td>現在の 4,000 円を</td> <td>4,800 円に改定</td> </tr> </table>	介護納付金分	所得割	現在の 2.00%を	2.40%に改定		均等割	現在の 7,000 円を	9,100 円に改定		平等割	現在の 4,000 円を	4,800 円に改定
介護納付金分	所得割	現在の 2.00%を	2.40%に改定										
	均等割	現在の 7,000 円を	9,100 円に改定										
	平等割	現在の 4,000 円を	4,800 円に改定										

	<p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>地方税法 703 条の 4</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>この改正により、介護納付金分(40 歳以上 64 歳以下の国保加入者の方)の国民健康保険税が増額となります。</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報)</p> <p>別紙のとおり</p> <p>「北広島市国民健康保険税条例の一部改正について」</p>
<p>対象となる政策等の原案</p>	<p>別紙のとおり</p> <p>「北広島市国民健康保険税条例の一部改正について」</p>
<p>その他</p>	<p>・パブリックコメント後のスケジュール</p> <p>平成 27 年 2 月 パブリックコメント結果報告</p> <p>3 月 平成 27 年第 1 回定例会に提案</p> <p>4 月 1 日施行予定 市HPへの掲載</p> <p>5 月 市広報への掲載</p>